

# 令和6年度知財等活用ビジネスプロデュース事業 業務委託仕様書

## 1 業務の目的

コロナ禍や物価高騰等による影響から市場ニーズや事業環境が大きな変貌を遂げようとしている中、企業は培ってきた技術や知財等の経営資産を基軸としながら、変化に応じた新たな事業に取り組んでいくことが求められている。

こうした中、県内企業の知的財産及び無形資産（以下、「知財等」という。）の投資・活用による事業創出や新たな販路・取引先の開拓等を支援するため、事業戦略の策定や実現に係るノウハウを有するビジネスプロデューサーと連携した県内企業の新たな事業創出を推進するとともに、県内支援機関における支援ノウハウの蓄積を図る。

## 2 業務の名称

令和6年度知財等活用ビジネスプロデュース事業

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月10日（月曜）まで

## 4 委託業務の内容

受託者は、本事業の目的を達成するため、宮崎県内において、公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）や他の支援機関・金融機関等との連携のもと、新たな事業に取り組もうとする中小企業や起業家等を支援する以下の取組及び取組に付帯する業務を創意工夫して行うこと。

### (1) 事業実施体制

- ・受託者は、本事業の目的を達成するために必要な知識、能力、経験等を有する統括プロデューサーを選任するとともに、本事業を運営するコーディネーターを配置し、本事業を行うこと。

### (2) セミナー及び事業説明の実施・支援案件の審査

- ・県内企業及び支援機関等を対象に、知的財産制度や知財等の投資・活用の事例紹介等のセミナーを実施するとともに、本事業の主旨や支援内容等に関する事前説明を行い、本事業への参加を呼びかけること。なお、セミナー等の参加者数は、30名以

上を目標とする。

- ・上記セミナーの開催に係る経費（会場借上料、講師謝金等）は委託料に含まれるものとする。
- ・本事業に参加を希望する支援機関等から支援案件を募集し、伴走して支援する案件を5件程度選定すること。なお、選定方法については、機構と協議の上決定すること。

### (3) 伴走支援

- ・選定した支援案件の県内支援機関の担当者（以下「参加者」という。）と連携して支援チームを編成すること。伴走支援の内容は、主に以下の内容を想定する。
  - ① 出口戦略を意識した新規事業の構想
  - ② 県内外への販路拡大や経営資産の活用方法
  - ③ 事業課題を解決するために必要な外部専門家等の紹介
  - ④ 事業を成長させるために必要な県内外のパートナーとのマッチング
  - ⑤ その他、参加者の知見では解決が難しい課題への対応等
- ・伴走支援の前に、支援案件の目標、支援の方向性等を記載した支援計画書（任意様式）を機構と協議の上、提出すること。
- ・伴走支援の状況を、機構の求めに応じて適宜報告すること。
- ・伴走支援の回数については、支援案件1件あたり概ね6回以上とし、原則として参加者と同行による対面方式とするが、必要に応じてオンライン形式でも可能とする。
- ・参加者以外の支援機関等の支援制度も活用しながら、効果的な支援を行うこと。

### (4) フォローアップ支援

- ・前年度の支援案件（4件）について、必要に応じて助言や外部専門家の紹介など、支援計画の目的達成のためのフォローアップ支援を行うこと。
- ・フォローアップ支援の回数等については、機構と協議の上決定することとするが、概ね合計10回程度とする。（オンライン形式での支援も可。）

### (5) 成果報告

- ・本事業の事業効果を本県支援機関に残すため、県内の支援機関等を対象とした成果報告会を開催すること。
- ・上記報告会の開催に係る経費（会場借上料、講師謝金等）は委託料に含まれるもの

とする。

- ・ 支援案件ごとに事例等を取りまとめた報告書を作成すること。

(6) 事業の全体調整

- ・ 事業の目的の達成に向けて、事業プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理を行うこと。

(7) その他

- ・ 必要に応じて、機構が支援する企業等の相談を受け付けること。
- ・ その他、事業の目的を達成するため、受託者が独自に提案する業務を行うこと。

**5 成果品等の納入場所**

事業終了後、事業実施報告書（支援案件ごとの事例等を含む）をまとめ、収支決算書を添付して提出すること。

納入場所 〒 8 8 0 - 0 3 0 3

宮崎市佐土原町東上那珂 1 6 5 0 0 番地 2

公益財団法人宮崎県産業振興機構